

症例定義についての Q&A（医療従事者用）

問 「新型インフルエンザに関わる症例定義及び届出様式の改定について」をうけて、なにがかわったのですか？

疑似症患者を診察した後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下法という）に基づく届出のタイミングが変更になりました。

ただし、疑似症患者の症例定義（診断基準）に変更はございませんので、医療機関におかれましては、従来通り、疑似症患者を診察した際は、直ちに保健所にご連絡ください。

- ※ 法に基づく届出がさらに必要となるかどうかについては、保健所とのご相談の上、疫学的条件等を勘案し決まることとなります。
- ※ 従来、疑似症患者を診察した医師には、直ちに法に基づく届出をお願いしておりましたが、本通知以降、保健所に相談していただいた上、届出の提出をお願いすることになりました。

問 医師は、いつどのように保健所に相談すればよいですか？

- ・ 症例定義をみたま疑似症患者を診察した場合、直ちに最寄りの保健所にご連絡ください。
- ・ 保健所と相談する際には、届出様式にある項目をご参考ください。

問 保健所に相談した後、疑似症患者に対してどのように指導すればよいですか？

- ・ 新型インフルエンザ疑いの患者（疑似症患者）であることには変わりはありませんので、診断が確定するまで、今までと同様、入院していただいた上、院内感染対策に配慮した上でご加療をお願いいたします。

問 なぜ症例定義を変更したのですか

以下の2つの理由によります。

1. 各検疫所・地方衛生研究所において検査体制が整備されたこと
5月9日現在において、国立感染症研究所をはじめ各検疫所・地方衛生研究所において、約半日程度で新型インフルエンザと確定診断できる体制が整備されました。比較的早期に確定診断できるようになったことから、法に基づく届出のタイミングを変更いたしました。
2. 新型インフルエンザについての情報の充実
4月28日にWHOによりフェーズ4宣言がされて以来、WHO・CDC・国立感染症研究所等において、今回の新型インフルエンザについて詳細な情報が提供されるようになり、疫学的な観点から、新型インフルエンザ感染のより詳細なリスク評価ができるようになりました。